

# 第 1 回 櫛田川流域委員会発足会資料

～ 河川整備計画の内容について～

平成 14 年 10 月 25 日

国土交通省三重工事事務所

## 1 . 河川整備基本方針、整備計画の内容

### 1) 河川整備基本方針（河川整備の基本となるべき方針）

河川法第16条「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他該当河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。」

#### 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.流域及び河川の概要
- 2.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

#### 河川の整備の基本となるべき事項

- 1.基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- 2.主要な地点における計画高水流量に関する事項
- 3.主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
- 4.主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

基本高水：洪水防御計画の基本となる洪水で、ダム等の人工的な貯留施設による調節を受けず、流域に降った雨がそのまま河川に流れ出る洪水

計画高水：基本高水が各種の貯留施設により洪水調節された後に、河川に流れ出る洪水

計画高水位：河川改修後において計画高水流量を安全に流下させうる水位

## 2) 河川整備計画（今後20～30年間の具体的な河川整備）

河川法第16条2「河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めおかなければならない。」

### 河川整備計画の目標に関する事項

- 1.河川整備計画の対象区間、対象期間
- 2.洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 3.河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 4.河川環境の整備と保全に関する目標

### 河川の整備の実施に関する事項

- 1.河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- 2.河川の維持の目的、種類及び施行の場所

# 櫛田川流域委員会の位置付け（案）

河川整備計画策定の流れ

住民意見の反映手法

